

「IV. 地域資源の魅力を高めるまちをつくる」方針図



*ここで示す文化財は、国・都・区が指定及び登録した有形文化財(「文化財保護法」等)及び都選定歴史的建造物等(「都景観条例」)のうち、建造物など一般の目に触れるものとする

(1) 世田谷区が誇る自然資源の魅力を高める

①国分寺崖線や屋敷林、社寺林、農地などを日常生活に身近な自然資源とする

- 国分寺崖線や屋敷林、社寺林などは、地域の歴史を伝える民有樹林地・樹木等の保全のため維持管理の支援を行うとともに、良好な景観形成や住環境の保全などのため諸制度を活用します。また、農地が比較的まとまって残っている地区は、農地を都市の貴重な資源ととらえ農のある風景として保全・育成します。
- 公園・緑地内の樹林、湧水などの自然環境は、多様な生物を育む場として、また貴重な地域景観の一部として、確実に後世に残していけるよう保全します。また、民有の樹林や水辺についても、公有化に努め公園・緑地とすることで、自然資源の確保を進めます。
- 多摩川は自然環境再生などによる一層の魅力向上のため、環境保全に配慮しつつ国や東京都の進める水際の各種施設整備と連携した施策を進めます。

②自然資源の魅力を知り楽しむ機会を提供する

- 世田谷・みどりのフィールドミュージアムの活用などによる身近なみどりとみずの魅力に触れることのできる学習・体験の場を提供します。また、本区の生物の生息空間を次世代に継承するため、保全の重要性を学び魅力を知り楽しむ学習・体験の場を提供します。
- みどりの生命線とも言われる国分寺崖線への関心を高めるため広く情報発信します。また、区内農業への関心を高め区民の体験農業のニーズに対応するため、農地を活用する機会を拡充します。

③みどりとみずを守り、育てる活動を広める

- みどりとみずを守り育てる区民の輪や地域活動を広めるため、トラスト運動やボランティア活動などの情報を発信するとともに、人材育成の場づくりやみどりの推進員制度を活用します。

(2) 風景の魅力を高める

地域の風景資産や自然・歴史的資産を活かすとともに、まちの魅力を高める風景をつくるため、区民が地域の資産を守り・育て・つくるための風景づくり活動を進めます。また、建築物や工作物が街なみに調和するよう外壁等の色彩などきめ細かな基準による風景の指導・誘導を通じて、風景の魅力を高める施策を進めます。

①地域の風景資産や自然・歴史的資産を活用する

- 風景を構成する上で重要な建造物や樹木、公共施設などを活かし、骨格的な風景づくりを進めます。
- 世田谷の原風景の基礎となった武蔵野台地の斜面地や坂道、さらには高台などの地形を活かすとともに、特別保護区や水辺および緑道などを活かし、見晴らしや眺望を確保したみどりやみずの風景づくりを進めます。
- 文化財をはじめとする歴史的資産や古道などを風景づくりに活かし、農のある風景や地域に残る歴史を大切にしたい暮らしの風景づくりを進めます。

②まちの魅力を高める風景をつくる

- 駅周辺や商店街等のにぎわいのある界わいを、地域の人にも訪れる人にも魅力的な場所となるよう活かすとともに、地域風景資産や界わい宣言などを活かし、まちの顔となる風景づくりを進めます。
- 主要幹線道路や地区幹線道路において視覚的にも連続する道路緑化や沿道緑化、バス停や休憩スペースでのまとまりのある緑化、沿道の街なみの統一や、電線類の地中化などにより、まちの骨格となる風景づくりを進めます。

(3) 地域資源を有効活用する

①旧河川を活用する

- 台地を樹枝状に浸食した旧河川の名残を伝える緑道や遊歩道の整備とともに、みずの記憶を残す取り組みを進めます。

②大規模な土地利用転換で地域の新たな魅力を創出する

- 大規模な土地利用転換の際は、まとまったみどりの創出や沿道のみどりの保全・創出、公開空地の整備などを進めます。また、連続立体交差事業や東京外かく環状道路などの都市基盤整備で生み出される敷地は、地域の魅力づくりや防災性の向上に寄与するよう、みどりの創出や施設整備などを進めます。

③空き家等を活用する

- 地域の人々やゆるやかなつながりを持ちながらともに暮らしていける、地域コミュニティの活性化・再生の場として、空き家等を活用します。

④まちなか観光資源として活用する

- まちに対する区民や来街者の親しみを育むため、自然や風景資源、まちのにぎわい空間などを、まちなか観光資源として活用します。

